

公益財団法人神戸都市問題研究所役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸都市問題研究所の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬、手当及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員勤務形態)

第2条 理事及び監事は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員は非常勤とする。

(報酬、手当)

第3条 常勤の理事には報酬、期末手当及び通勤手当を支給することができる。ただし、神戸市から派遣された常勤の理事には報酬を支給しない。

2 常勤の監事には、報酬及び通勤に要する交通費を支給する。

3 評議員、非常勤の理事及び非常勤の監事に対する報酬は別表第1のとおりとする。

(報酬、手当の額及び支給方法)

第4条 常勤の理事及び常勤の監事の報酬の額は、神戸市と協議のうえ、評議員会において決定する。

2 通勤手当の額は、公益財団法人神戸都市問題研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定めるところの例により算出した額とする。

3 期末手当の額は、神戸市の嘱託職員の例により算出した額とする。

4 理事及び監事の報酬及び手当（通勤手当を除く。）の総額は、別表第2に定める金額の範囲内とし、常勤の理事の報酬額は、別表第3に定める月額範囲内とする。

5 報酬及び手当等は、月の初日から末日までの期間について、その月額を支給する。支給日は別表第3のとおりとする。ただし、その日が土・日曜日、祝日に当たるときは順次繰り上げるものとする。

(旅費)

第5条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

区 分	旅費の額
理事長	「神戸市旅費条例」中、「1級」の相当額
常務理事	「神戸市旅費条例」中、「2級」の相当額
常勤の理事、常勤の監事	「神戸市旅費条例」中、「3級」の相当額

3 旅費の支給方法については、公益財団法人神戸都市問題研究所旅費規程の適用を受ける者の例による。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人神戸都市問題研究所の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

別表第1(第3条第3項関係)

役員等の区分	日額報酬
評議員	20,000円
非常勤の理事、非常勤の監事	20,000円

別表第2(第4条第4項関係)

役員等の区分	報酬等の上限額
理事	10,000,000円
監事	200,000円

別表第3(第4条第4項関係)

役員等の区分	報酬月額	支給日
理事長	300,000円以内	5日
常務理事	250,000円以内	20日